

情報機器作業従事者健康診断 医師診察時の判定区分

診察時所見有りの場合

判定区分	評語	判断基準	診察所見例
C 1 注意要医療	医師の治療を受けること	診察時において、明らかに治療が必要であると判断した場合	充血 (重篤な症状のため治療を要する。)
C 2 注意要観察	医師の観察を受けること	情報機器作業に関係のある傷病の疑いがある、又は受診が必要であると判断した場合	手指痺れ (神経圧迫疑いあり。要受診)
D 2 健康要観察	自己管理すること	情報機器作業に関係のある症状があるが、自分で経過観察すれば足りると判断した場合	- 充血 (症状が強くなる場合は眼科受診) - 眼乾燥 (受診の指示なし)

既往歴あり（治療中・経過観察中に限る。）の場合

判定区分	評語	判断基準	診察所見例
C 2 注意要観察	医師の観察を受けること	情報機器作業に関係のある傷病を治療中の場合	- 右拳上痛治療中 - 眼科、整形外科受診中 (※ 傷病名を必ず記載)
D 3 健康	現在のところ異常なし	情報機器作業に関係のない傷病を治療中の場合	- 左手首骨折治療中 - 抑うつ状態治療中

※ 治療中については、D 2にすると受診不要と誤解されるおそれがあるため、C 2とする。

※ 既往歴のうち、放置・治療済みのものは、診察判定に反映しない。

※ 視力・握力等各検査結果は、判定（措置）表に基づいて別途判定するため、診察判定には反映しない。

※ 診察時、受検者の質問等により、情報機器作業に関係のない傷病に対して受診勧奨を行ったとしても、診察判定には反映しない。

※ 診察時所見有りの場合でC 1又はC 2判定をすべきと判断した場合は、その判断に至った理由について、「医師診察 要医療判定理由書」(別紙3)に記載すること。